

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改正後)	(改正前)
<p>定期積金規定</p> <p>2. (口座振替による掛金の払込み) (2) ～中略～ 掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、掛込日から7営業日までの期間に限り前項と同様に掛込みを行います。また、7営業日を超えて掛込みができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。<u>ただし、2021年10月1日以降、新たに口座を開設もしくは再契約した積金については、次回以降の掛込日に中止した掛込分を含め振替口座から掛込みを行います。なお、その場合には、掛込日が古いものから順に掛込額単位で掛込みを行います。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p>	<p>定期積金規定</p> <p>2. (口座振替による掛金の払込み) (2) ～中略～ 掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、掛込日から7営業日までの期間に限り前項と同様に掛込みを行います。また、7営業日を超えて掛込みができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>